

令和8年3月

事業者各位

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
奈良県支部

ショベルローダー等定期自主検査者安全教育のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ショベルローダー及びフォークローダー(以下「ショベルローダー等」)の定期自主検査を実施するものは、「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育実施要領(昭和62年3月24日付労働省通達163号)に基づく安全教育を修了することとなっています

特定自主検査検査とは別に定期自主検査を実施される当該機械の貴事業所の対象者にはこの機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和8年8月28日(金) 午前9時～午後5時(教育時間7時間)
2. 場 所 奈良県電気工事工業協同組合内講習室((公社)建荷協奈良県支部)
奈良市三条桜町29-3 ☎0742-93-5181
3. 受講対象者
イ. ショベルローダー等の月次検査の業務に従事する者
ロ. ショベルローダー等の定期自主検査を行う業者(検査・整備業)に属する者
(労働安全衛生法第45条によるショベルローダー等の定期自主検査(年次検査)の業務に従事する方を対象とします)
4. 受講料 会 員 14,630円【テキスト代を含む税込価格】
一 般 16,830円【テキスト代を含む税込価格】
5. 定 員 20名(定員になり次第締め切ります)
6. 研修カリキュラム 教育時間は休憩時間が含まれていません。

科 目	範 囲	時 間
ショベルローダー等の定期自主検査の意義	ショベルローダー等の定期自主検査の目的及び検査者の役割	0.5

ショベルローダー等の検査に必要な一般事項に関する知識	1. ショベルローダー等の種類及び構造 2. 原動機、動力伝達装置、走行装置、制動装置、操縦装置、荷役装置、油圧装置、車体関係、安全装置等の構造及び機能	2 .0
ショベルローダー等の検査の方法に関する知識	1. 検査の手順 2. 検査機器の使用 3. ショベルローダー等の部分の検査方法及び判定基準	4 .0
関係法令及び災害事例	1 労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則のうちショベルローダー等の定期自主検査に係るもの 2 災害事例	0 .5
合 計 時 間		7 .0

7. 研修の申込み

下記書類を整え、**7月31日（金）**までにお申込み下さい。

(1) 定期自主検査者安全教育受講申込書

申 込 先 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 奈良県支部
〒630-8124 奈良市三条桜町 29-3
TEL : FAX 0 7 4 2 - 9 3 - 5 1 8 1

受講料振込先 南都銀行 大宮支店 普通口座4 3 0 1 2 0
（シャ） ケンニキョウ ナラケン シブ
口座名義 （公 社） 建荷協 奈良県支部

8. 修了証の交付 安全教育を修了された方に、受講した証として、当該教育に関する修了証が発行されます。

9. その他

(1)申込み後の取消しは講習開始日の**5**営業日前(土日祭日を除く)迄は取消費用の発生はありません。同**4**営業日前から**2**営業日前の場合は、教材費を除く受講料を頂きます。同**1**営業日前及び当日の取消は全額を頂きます。キャンセルの場合ご連絡をお願いします。

(2)受講者が極端に少数の場合、研修を中止することがあります。